

東部知多衛生組合職員懲戒取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 13 日

東部知多衛生組合管理者 岡 村 秀 人

東部知多衛生組合規則第 4 号

東部知多衛生組合職員懲戒取扱規則の一部を改正する規則

東部知多衛生組合職員懲戒取扱規則（平成11年東部知多衛生組合規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
東部知多衛生組合職員<u>懲戒及び分限</u>取扱規則 （趣旨） 第 1 条 東部知多衛生組合職員の<u>懲戒及び分限</u>事案の取扱いについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、<u>東部知多衛生組合職員の懲戒の</u> <u>手続及び効果に関する条例（昭和49年東部知多衛生組合条例第 7 号）</u> 及 <u>び東部知多衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭</u> <u>和49年東部知多衛生組合条例第 6 号）</u> に定めるもののほか、この規則の 定めるところによる。 （<u>懲戒及び分限</u>事案の取扱） 第 2 条 <u>懲戒及び分限</u>事案の取扱いの方法については、大府市職員<u>懲戒及</u> <u>び分限</u>取扱規則（昭和52年大府市規則第25号）の例による。	東部知多衛生組合職員<u>懲戒</u>取扱規則 （趣旨） 第 1 条 東部知多衛生組合職員の<u>懲戒</u>事案の取扱いについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>及び東部知多衛生組合職員の懲戒の手続及び</u> <u>効果に関する条例（昭和49年東部知多衛生組合条例第 7 号）</u> に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 （<u>懲戒</u>事案の取扱） 第 2 条 <u>懲戒</u>事案の取扱いの方法については、大府市職員<u>懲戒</u>取扱規則（昭和52年大府市規則第25号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。